

議案第 54 号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成24年多可町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第2条第13号を次のように改める。

(13) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を現に監護する者（以下「父子家庭の父」という。）及び当該監護される児童をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の多可町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正
<p>第2条</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 母子家庭の母子 <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を現に監護する者（以下「母子家庭の母」という。）及び当該監護される児童をいう。</u></p> <p>(13) <u>父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者で、児童を現に監護する者（以下「父子家庭の父」という。）及び当該監護される児童をいう。</u></p> <p><u>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者</u></p> <p><u>イ 離婚した男子であって、現に婚姻していない者</u></p> <p><u>ウ 配偶者の生死が明らかでない男子</u></p> <p><u>エ 配偶者から遺棄されている男子</u></p> <p><u>オ 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている男子</u></p> <p><u>カ 配偶者が法令により長期にわたって、拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子</u></p> <p><u>キ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない者</u></p> <p>(14)～(20) (略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 母子家庭の母子 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を現に監護する者（以下「母子家庭の母」という。）及び当該監護される児童をいう。</u></p> <p>(13) <u>父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を現に監護する者（以下「父子家庭の父」という。）及び当該監護される児童をいう。</u></p> <p>(14)～(20) (略)</p>